

平成28年2月22日
道 路 局

「電線等の埋設物に関する設置基準」の緩和について ～電線類をより浅く埋設し無電柱化を推進～

平成28年4月1日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」を緩和することとしましたのでお知らせします。

交通量の少ない生活道路で道路※1の舗装厚さが50cmの場合、電線の頂部と路面との距離は、これまでの80cmから最大35cm※2まで浅くすることが可能となります。

※1 舗装設計交通量 250台/日・方向未満の道路
※2 ケーブル及び径150mm未満の管路を設置する場合

無電柱化の低コスト手法の導入を図るため設置した有識者からなる「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」では、電線を浅く埋設する技術的検討を実施し、従前の基準より浅く埋設することが可能であることを確認しました（平成27年12月25日に中間とりまとめ）。

国土交通省は、この結果を踏まえ、「電線等の埋設に関する設置基準」について、電線類の埋設深さを浅くすることとしました。

今回の基準の緩和により、浅層埋設や小型ボックス活用埋設等の低コスト手法の導入によるコスト削減を図ることで本格的な無電柱化の推進を図るものです。

○基準改正の概要（電線類の埋設深さ）は以下のとおりです（別添資料参照）。

・車道部：ケーブル及び小径管の場合、従来よりも45cm浅く埋設できます。

（交通量の少ない生活道路で道路の舗装厚さが50cmの場合）

大径管の場合、従来よりも20cm浅く埋設できます。

・歩道部：従来よりも25cm浅く埋設できます。

○基準を適用するスケジュールは以下のとおりです。

・平成28年2月22日 地方整備局等に通知

・平成28年4月1日から施行

<問い合わせ先>

道路局 環境安全課

課長補佐 田中（内線 38272）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8495

道路局 路政課 道路利用調整室

課長補佐 樋口（内線 37362）

直通 03-5253-8481

道路局 国道・防災課 道路保全企画室

課長補佐 嶋田（内線 37852）

直通 03-5253-8494

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

「電線等の埋設物に関する設置基準」の見直し

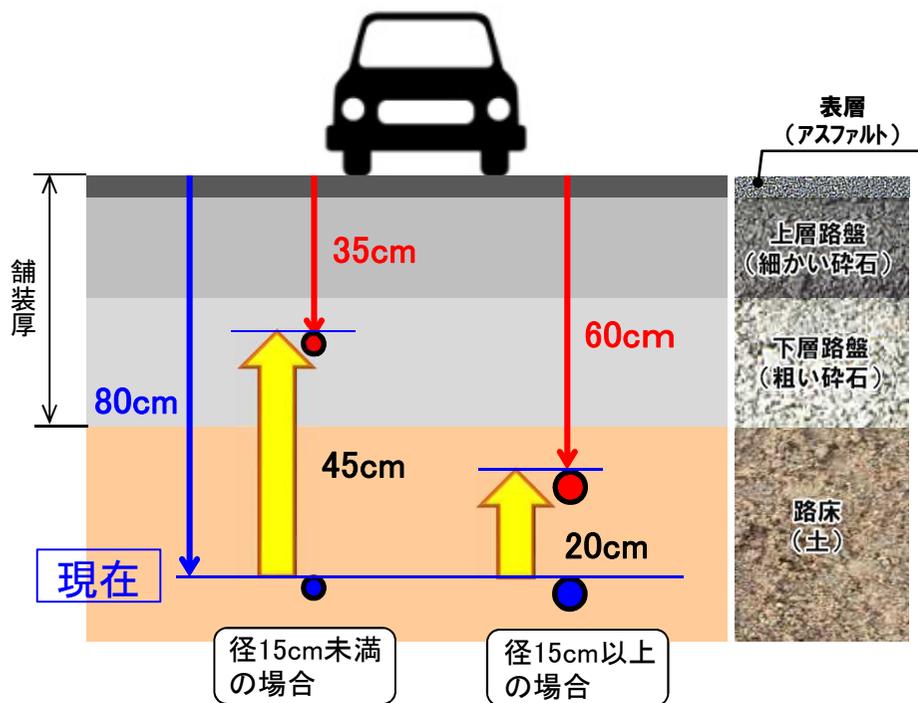
別添

◎基準の見直しイメージ

(電線又は電線を収容する管路)

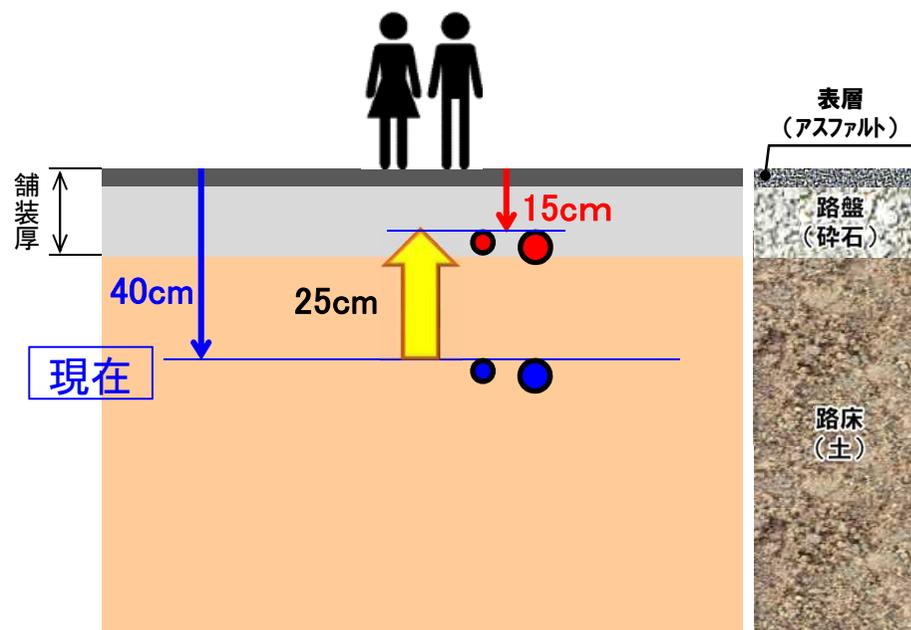
車道(交通量の少ない生活道路の例)

(舗装厚50cmの場合を想定)



歩道(幹線道路の例)

(舗装厚20cmの場合を想定)



凡例

	<p>ケーブル・小径管(径15cm未満) ※ 小径管は電力用、一般的な通信用の管</p>	 小径管(電力)
	<p>大径管(径15cm以上) ※ 通信用の管で、1本の外管の中に複数本の内管を収容するもの</p>	 大径管(通信)

※ 舗装厚は、当該道路の交通状況、地盤状況に応じて、設定される